

あいさつ



お酒は伝統行事や懇親の場に欠かせないものであり、私たちの生活の中で身近な嗜好品として親しまれております。

一方で、多量の飲酒や、未成年者、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒は、アルコール健康障害の原因となります。アルコール健康障害は、本人の健康問題だけでなく、その家族への深刻な影響を始め、飲酒運転や自殺等の重大な社会問題へもつながるものであり、その対策は極めて重要な課題です。

このため、本県では、平成26年6月に施行された「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、国が策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」を基本としつつ、本県の実情に即した「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」を策定いたしました。

この計画は、発生予防、進行予防、再発予防、基盤整備の4つの対策を柱として、それぞれの段階に応じた取組の推進と、取組を効果的に推進するための基盤を整備することとしております。特に、飲酒に伴うリスクに関する知識やアルコール依存症に対する正しい知識を広く県民の皆様へ普及するとともに、相談及び治療等の拠点の整備やアルコール関連問題に対応する地域の関係機関の連携体制の構築について積極的に取り組むこととしております。

今回の計画策定は、本県のアルコール健康障害対策を総合的に推進する、貴重な第一歩です。県としましては関係機関と連携しながら、取組を進めてまいりますので、県民の皆様を始め、本計画の推進に関わる全ての方々の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、御尽力をいただきました愛知県アルコール健康障害対策推進計画策定検討委員会の委員の皆様を始め、貴重な御意見をいただきました多くの方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

愛知県知事 大村秀章